

国河計調第23号

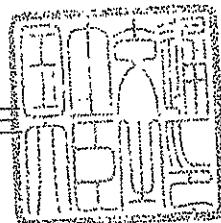
平成19年7月20日

社会资本整備審議会 会長

張 富士夫 殿

国土交通大臣

冬柴 鐵三



諮問

下記について、ご意見賜りたい

記

気候変動に適応する治水施策のあり方について

1. 諒問事項

気候変動に適応する治水施策のあり方について

2. 諒問の趣旨

地球温暖化に起因する気候変動は、その予想される影響の大きさと深刻さから見て、人類の生存基盤そのものに影響を与える重要な課題である。その影響としては、生態系、淡水資源、食糧、沿岸域と低平地、産業、健康など広範囲の分野に及ぶ。沿岸域と低平地等においては、海面上昇、大雨の頻度増加、強い台風の増加等による、水害、土砂災害、高潮災害等の頻発や激甚化などの懸念が指摘されている。

こうした中で、気候変動に関する政府間パネル（I P C C）の第4次評価報告書が出され、温暖化の緩和策には限界があり、温暖化に伴う様々な影響への適応策を講じていくことが重要であるということが指摘されている。このような認識は国際的に深刻に受け止められており、欧米では温暖化の緩和策としての温室効果ガスの削減への取り組みのみならず、気候変動への適応策として、海面上昇に対し既に計画的な堤防の嵩上げによる高さの確保などに着手している国もある。

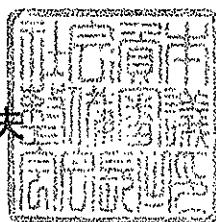
しかし、我が国においては、気候変動が水害、土砂災害、高潮災害等に与える影響について、科学的な解明がなされつつある段階であり、気候変動に適応する具体的な治水施策等は十分に行われていない。

国民の安全・安心を担うのは、国の基本的な責務である。このため国みずからが、早い段階から長期的な視点に立ち気候変動に対して、予防的な施設の整備をはじめとする順応的な適応策を実施していくことが重要である。したがって、早期に気候変動に伴う水害、土砂災害、高潮災害等の頻度や規模などの特性の変化及び社会に与える影響について、分析・評価し、これに対応するための適応策について諒問するものである。

国社整審第10号
平成19年7月24日

河川分科会
分科会長 殿

社会資本整備審議会
会長 張 富士夫



気候変動に適応する治水施策のあり方について

平成19年7月20日付国河計調第23号により当審議会に諮問された「気候変動に適応する治水施策のあり方について」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、当審議会河川分科会に付託します。